

# 河川技術論文賞 内規

2015.11.5 制定

## 1. 河川技術論文賞について

河川技術論文賞は、河川技術論文集に掲載された論文・報告・総説のうち、独創性に富む成果を挙げたもの、将来の展望を与える理念・提案や研究及び技術開発の方向性を提示したもの、および現場で困難な研究・技術開発を成し遂げた貴重な成果が盛り込まれているもののいずれかに該当すると認めるとともに、その主題と成果に大いなる発展性を備え、河川技術の進歩、学際的な展開、体系化および普及に向けて顕著な貢献をなしたと認めうるものに対して授与されるものとする。

## 2. 対象論文と授与件数

河川技術論文集に掲載された論文・報告・総説（以下、論文等と呼ぶ）。原則として1論文等に授与する。

## 3. 受賞対象者

該当論文等の著者全員

## 4. 表彰形式

賞状ならびに記念品授与

## 5. 審査方法

- (1) 審査は河川技術論文賞選考委員会が行う（以下、選考委員会と呼ぶ）。水工学委員会河川部会は、選考委員会を兼ねる。河川部会長は選考委員会の会長、同じく河川部会副部会長は選考委員会の副会長を兼任する。

選考委員会長は、必要と認める場合には、河川部会において運営のサポートにあたる幹事を、選考委員会においても委員とは別に参加させることができる。ただし幹事は、論文賞選考等の守秘義務に関する事項を除いて、委員としての責務は負わない。

- (2) 河川部会による河川技術論文集への採否のための全文査読に併せて、査読者に河川技術論文賞への適否のための査読を行うように依頼する。

- (3) 本論査読報告をもとに選考委員長および選考副委員長が河川技術論文賞候補推薦論文等の選定を行う。水工学委員長は、その結果の報告を受け、候補推薦論文等を審査決定する。(第1段審査)
- (4) 候補推薦論文等の該当論文等の一編につき、5名の審査員に審査を依頼する。審査員には、第一段審査のための当該論文等の全文査読者を含めることを基本とする。選考委員長は、必要が認められる場合には、審査員として選考委員会外の有識者に依頼することができる。なお、審査員には対象論文等、審査結果報告用紙を送付する。
- (5) 審査結果報告をもとに選考委員会にて河川技術論文賞候補論文等の選定を行う。水工学委員長は、その結果の報告を受け、河川技術論文賞の受賞論文等を審査決定する。(第2段審査)

## 6. 審査項目ならびに対象論文等の決定法

審査員は担当する候補推薦論文等について、独創性、実用的貢献度、発展性、欠点と問題点、主旨と構成の5項目について5点満点で採点する。さらに、第1条に示した観点から河川技術論文賞にふさわしい論文等であるかの適否を同時に評価する。

選考委員会では、まず、過半数の審査員から河川技術論文賞にふさわしいと判断された論文等が存在する場合には、それらの論文等について5項目の評価得点の合計点によって原則として上位1編を河川技術論文賞候補論文等として決定する。

過半数の審査員から河川技術論文賞にふさわしいと判断された論文等が存在しない場合には、最も多くの審査員から河川技術論文賞にふさわしいと判断された論文等を河川技術論文賞候補論文等として決定する。なお、候補論文等の5項目の得点合計は原則として満点の70%以上なければならないものとする。

ただし、上位数編について有意な差が認められない場合には、そのすべての論文等を対象とし、選考委員長が選定した審査員による再度の査読審査を行い決定する。

選考委員会は、河川技術論文賞候補論文等の他に原則としてすべての候補推薦論文等の評価結果も併せて水工学委員会へ提示し、水工学委員会において河川技術論文賞受賞論文等を決定する。